

大竹市監査公表 第3号

令和4年度定期監査及び行政監査の結果の報告に対し、当該結果に基づき講じた措置の内容について回答があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和6年2月27日

大竹市監査委員	薬師寺	基夫
大竹市監査委員	西村	一啓

別紙

令和4年度定期監査及び行政監査の結果に対する措置状況について

令和4年度定期監査及び行政監査の結果（令和5年5月11日付け大竹市監査公表第1号）に対する措置状況について、措置が完了していない指摘要望事項について継続して措置状況の報告を求めた結果、次のとおり措置が講じられました。

【指摘要望事項】

○ 市民生活部自治振興課自治振興係

（1）住民自治会組織に関すること

① 地区集会所建設等補助事業において、旧耐震基準（昭和56年6月1日の耐震基準の見直しがされる前に工事着工した建築物に適用されていた耐震基準）により建築された建物を補助対象として選定するに当たっては、耐震性を考慮する必要があると考える。

昭和48年建築の油見会館の大規模修繕工事については、大竹市集会所建設等補助金交付要綱第11条の審査を経て交付決定されているが、耐震診断は未実施とされている。補助を受けて大規模改修に多額の公費を投入後に被災した場合のリスクを懸念するものである。

災害種別に応じた避難所区分にとらわれることなく、建物の耐震性を考慮した補助メニューとすること、例えば同要綱第4条の「（5）修繕事業」として、「修繕に係る事業総額が10万円以上であること。」とされているが、小規模修繕と大規模修繕では公費支出の多寡が異り、一定額以上の多額の公金支出を要するケースでは、工事費が130万円以上を大規模修繕工事とし、耐震診断を条件付けることも考えられる。

自治会負担を考慮しつつも、公金投入の適否の観点から、他市の状況等を参考に補助金の在り方を検討されたい。

措置状況（令和5年6月12日付回答）

自治会の負担を考慮しつつ、公金投入の適否の観点から、他市の状況等を参考に今後の補助金のあり方を検討する。

措置状況（フォローアップ調査 令和6年2月7日付再回答）

照会できた他市の状況は、本市と同様に耐震診断を条件付けしていない自治体のみであった。今後も、自治会の負担を考慮しつつ、公金投入の適否の観点から、引き続き調査研究していく。

② 同要綱の補助金交付申請事務において、自治会から提出された見積書が1者見積りであることは、自治会の事務負担を考慮するとやむを得ない側面はあるが、市事務担当による審査において、見積書の工事費等の妥当性が検証されていないように見受けられる。見積書は、補助金交付（補助率2分の1）の算定根拠となるため、積算額を適切に審査されたい。

措置状況(令和5年6月12日付回答)

自治会の負担を考慮しつつも、2社見積もりなど積算額の適切な審査方法を検討する。

措置状況(フォローアップ調査 令和6年2月7日付再回答)

再来年度の事業実施から（来年度の意向調査時は1社で可）見積書の工事費等の妥当性の検証の観点から、2社見積もりにより積算額の適切な審査を行うこととする。

(3) 青色防犯パトロール事業に関すること

「まちづくり基本計画」の掲載事業である「青色防犯パトロール事業」については、『地域の見守り体制の強化』と『広報活動』を取組方針に掲げて、警察署及び防犯連合会その他関係団体と協働により幅広い地域防犯活動が積極的に取り組まれている。

しかしながら、市ホームページにおいて活動状況の記事が見受けられないことから、情報発信に課題があると考えられる。今後、市ホームページやフェイスブック等各種SNSの活用による積極的な情報発信を検討されたい。

措置状況(令和5年6月12日付回答)

地域の見守り体制の強化を図るため、青色防犯パトロール事業の活動目的等について市ホームページにより情報発信することとしている。

措置状況(フォローアップ調査 令和6年2月7日付再回答)

青色防犯パトロール活動の意義や目的等を広く市民に周知することによる地域の見守り体制の強化や活動者の意識の高揚を図るため、市ホームページによる情報発信を行った。

【指摘要望事項】

○ 健康福祉部保健医療課保健予防係

(1) 契約に関すること

① 妊産婦歯科健康診査事業の実施に当たって、3者契約（大竹市、佐伯歯科医師会、受託医療機関）により業務委託契約を締結しているが、契約期間中に受託医療機関が閉院した場合、変更委託契約がその都度締結されており、事務的に非効率であると考える。例えば契約締結は歯科医師会が代表し、実際の業務を履行する医療機関は別途通知により対応することも一つの方法である。

措置状況(令和5年6月12日付回答)

今後、年度途中で事案が発生した場合については、変更契約ではなく、文書で双方が確認したことが分かるような方法で事務処理を行う予定である。

措置状況(フォローアップ調査 令和6年2月7日付再回答)

今後、年度途中で事案が発生した場合については、変更契約ではなく、文書で双方が確認したことが分かるような方法で事務処理を行う予定である。

令和6年度以降の契約についても、文書で双方が確認したことが分かるような方法で事務処理を行う予定である。

【指摘要望事項】

○ 上下水道局業務課営業係

(2) 使用料等の減免に関すること

令和4年3月10日付け起案「大竹市水道事業使用水量の認定及び水道料金の減免取扱要綱の解釈」について、減免適用に当たり疑義がある点の解釈の統一を図ることを目的として決裁を受けているが、「計算の根幹」が「一律かつ画一的に決定」される必要があり、「疑いがある」等現行要綱の根幹に関わる状況であれば、解釈ではなく要綱そのものを改正する必要がある。

また、仮に当該起案により解釈の統一を図ることとしても、意思決定に当たる決裁権者が業務課長ではなく、局長あるいは市長までの決裁が必要と考えられる。

本案件は、平成30年度定期監査指摘事項であるが、対応が未着手であったことは、内部統制が十分機能していないといえる。速やかに要綱改正に取り組まれない。

措置状況(令和5年6月8日付回答)

減免要綱について、解釈の反映及び問題点の改善も含めて改正に取り組むこととする。

措置状況(フォローアップ調査 令和6年1月18日付再回答)

指摘要望事項を含む内容の要綱改正を行った。

【指摘要望事項】

○ 教育委員会事務局生涯学習課社会教育係

(2) 視聴覚ライブラリーに関すること

視聴覚ライブラリーは個人利用や学校での教材利用を想定して条例制定されたものとするが、一般に周知されることも見受けられず、教材・教具も未更新のため、長期間にわたって利用実績がない状況が続いている。

近年のデジタル機器やインターネットの普及を踏まえて、同ライブラリーの現状（利用状況、教材・教具の管理状況等）を確認のうえ、今後の方向性を検討されたい。

措置状況(令和5年6月5日付回答)

視聴覚ライブラリーの現状を確認のうえ、他市町の状況も確認しながら方向性を検討する。

措置状況(フォローアップ調査 令和6年2月6日付再回答)

教材・教具のほとんどが使用不可であることを確認し教材のリスト作成中である。令和6年度に全国視聴覚教育連盟に加入し、「視聴覚教材廃棄届」提出後廃棄予定。教材等の整理後に廃止の方向性で検討する。

(3) 放課後児童クラブに関すること

① 未納となっている利用料について、滞納整理が行われた記録が見受けられず、滞納整理状況（滞納一覧帳票類、滞納整理簿）も定期的な上司まで報告されていない等、債権管理上、不適切な事務処理といえる。

個別の滞納状況を分析することで、保護者の経済的事情その他特別な理由による減免規定を適用する等、必要に応じて債務の取り扱いを検討されたい。

措置状況(令和5年6月5日付回答)

滞納整理情報の管理を適正に行い、滞納整理状況を対応の都度、上司に報告する体制に改善した。債務の取り扱いについては必要に応じて対応する。

措置状況(フォローアップ調査 令和6年2月6日付再回答)

滞納整理情報の管理を適正に行い、滞納整理状況を対応の都度、上司に報告する体制に改善した。債務の取り扱いについては必要に応じて対応する。

② 放課後児童クラブ利用料減免申請に係る事務手続について、減免申請事由が未記載、職権による利用料減免の根拠資料が未添付、様式不備等の不適切な事務処理が見受けられる。

また、減免事由2号（被災等）における全額・半額減免基準が未制定である。減免基準を設けている以上は、あらかじめ基準を制定しておく必要がある。

措置状況(令和5年6月5日付回答)

減免申請事由の記載及び根拠資料の添付を徹底する。半額免除申請の根拠資料は、兄弟関係がわかるよう改善した。他の制度や他市町の状況を確認し、基準制定を行う。

措置状況(フォローアップ調査 令和6年2月6日付再回答)

利用料の減免基準を見直し、令和5年6月30日付けで「大竹市放課後児童クラブ条例施行規則」を改正した。

○ 教育委員会事務局生涯学習課施設スポーツ係

(1) 総合市民会館の維持管理に関すること

① 総合市民会館の複写機賃貸借について、複写機のリース期間が5年間の長期継続契約とされているが、同機器の保守管理が単年度契約とされている。同機器のリースと同様に、4月1日から3月31日までの間で切れ目ない業務であることを前提として、突発的な故障発生時に技術員の派遣を受ける必要性を考慮すれば、保守点検業務を長期継続契約とされたい。

措置状況(令和5年6月5日付回答)

入札の仕様書に保守点検業務も記載し、令和7年度の更新時から賃貸借・保守とも同様の契約とする。

措置状況(フォローアップ調査 令和6年2月6日付再回答)

入札の仕様書に保守点検業務も記載し、令和7年度の更新時から賃貸借・保守とも同様の契約とする。

(2) 自然の家やさかに関すること

② 大竹市自然の家やさか設置及び管理条例施行規則第4条で利用は5名以上の団体となっている。しかしながら、4名利用申請の場合の利用料金は5名分を最低料金として徴収し、利用者サービスの観点から5名

以下でも5名料金で利用を可能としている。その旨は市ホームページや配布チラシで周知されているが、規則上5名以下でも利用が可能となるようにすることが必要ではないか。

措置状況(令和5年6月5日付回答)

5名以下でも利用が可能となるよう、令和5年度中に規則を改正する。

措置状況(フォローアップ調査 令和6年2月6日付再回答)

5名以下でも利用が可能となるよう、令和5年7月28日付けで「大竹市自然の家やさか設置及び管理条例施行規則」第4条第1項を改正した。

総括意見

以下の事項については、各部局に共通した『適正な行政文書の取扱』及び『効果的な情報発信』に関する意見を付すもので、いずれも庁内全体の事務改善に資する内容として、これまでも繰り返し定期監査において指摘・要望してきた事案である。昨年度は特に、各部局長に対し速やかに各部署の実態を点検して改善に着手するよう提言したところであるが、今年度も同様の誤りが繰り返されていることが明らかとなった。

これまでの財務監査及び行政監査の結果、本市においては、内部統制が一定程度機能している事務もあれば、十分に機能していない事務もある等徐々に明らかになってきたところであり、関係部局において自主的な点検・評価が求められることを付言したい。

(1) 適正な行政文書の取扱について（前年度から再掲）

本市における行政文書の取り扱いについては、その改善に向けた取り組みとして、文書事務の統括部署である総務課において「文書事務の手引」の改訂や関係通知の発出等、文書取扱規程に基づく一連の文書事務が適宜明確化されてきたところである。しかしながら、今回の定期監査においても、庁内共通ルールがいまだに徹底されておらず、行政文書の不適正な取扱事案が数多く見受けられた。

自治体における意思決定及び事務・事業の遂行に当たっては、いわゆる「文書主義」を原則としており、行政文書の適正な管理及び執行が求められるところである。

行政文書の定義は、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの（大竹市情報公開条例第2条第2号）」であり、「実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、行政文書を適正に管理するものとする（同条例第30条第1項）。」とされている。たとえ不正確又は誤った内容であっても、行政文書として公開対象になるものといえる。

特に、組織としての意思決定プロセスが不明確な事案に加えて、法令や条例・要綱等を根拠とする手続を経していないケースや、行政組織としての意思決定が不明確なケースも見受けられる等、このままでは情報公開請求に適切に対応できないリスクが危惧される。

まして「適正な方法でなく追記された記録」や「手書き修正された起案書添付の案文及び根拠資料」等は、第三者から見て責任の所在が曖昧な点において、組織としての意思決定に瑕疵があるといわざるを得ず、行政文書としての真正性が担保されていない。

本市において、こうした行政文書の不適正な取り扱いが放置されれば、

行政の意思決定や判断に対する信頼性を損なうことになると危惧される。情報公開条例の目的として規定される「市民への説明責任」を果たすとともに、「市民の市政に対する理解と信頼」を深めていくためには、行政文書の作成から保管、保存及び廃棄に至るまで適正に管理することが不可欠である。行政として説明責任が求められるなか、内部統制の観点を踏まえて、全職員に周知徹底することを重ねて要望するものである。

措置状況(令和5年6月12日付回答)

平成31年に「文書事務の手引」を作成して以降、最新(令和4年4月1日修正)のものに至るまで、各年において必要な修正を行い、各課かいに対し、行政文書の取扱いの周知及びその執行に努めるよう取り組んできたところである。また、新規採用された職員に対し、この「文書事務の手引」を活用し、公務員における行政文書の取扱いについて、研修を実施してきた。

しかしながら、指摘のとおり、その共通ルールが徹底されず、不適正な事案がいまだ見受けられている状況にある。

公文書の取扱いに関して実務面を踏まえた研修を実施する等、職員の公文書に対する基本的な、正しい理解を深める機会を今年度設けることとする。また、この研修を踏まえ、次年度以降も同様の研修を計画することとし、全職員に浸透させる機会を創出する。

措置状況(フォローアップ調査 令和6年2月7日付再回答)

令和5年5月11日付大竹市監査公表第1号監査結果報告のうち共通指摘要望事項について、令和6年1月19日付け通知「公文書取扱いの留意事項について」において、大竹市文書事務取扱規程、文書事務の手引き等の対象箇所を示し、その改善策の具体案を周知した。

今後は、これらを踏まえた実務面からの研修等を計画したい。

(2) 効果的な情報発信について (前年度から再掲)

現行ホームページによる適切な情報発信については、これまでも定期監査において、「必要とする情報にたどり着けない事案」、「未更新の情報が放置されている事案」及び「情報が断片的で欠落している事案」等の課題が数多く見受けられ、早急に改善を要するといわざるを得ない状況であった。

利用者の利便性を考慮せず、誤解を与える内容を掲載し続けていると利用者の信用を失い、かえって本市の魅力を削ぐ結果につながることを危惧している。情報発信の統括部署である企画財政課においては、こうした指摘に対して改善に向けて着手しているところであり、評価される

べき点も見られるが、抜本的な改善策の構築までには至っていないように見受けられる。

今回の定期監査においても、システム上の課題として、コンテンツ配置の制約や情報発信及び更新手続の複雑さがあるため、市民の利便性を考慮した内容となっていないばかりか、例えば行事カレンダー等掲載情報に統一性がなく、各種SNSによる情報連携が不十分なことから、本市の魅力発信に繋がっていないと考える。

また、適切な情報発信（更新）についてヒアリングを実施したところ、例えば新型コロナウイルス関連の情報発信に伴う事務処理の煩雑さから、通常業務への負荷等担当課が苦慮している状況が窺えた。大規模地震等の災害や突発的な事象に対応することも想定し、職員が専念すべき本来業務に対応できるためには、負担軽減の観点も踏まえた業務改善も必要ではないか。

今後、「まちづくり基本計画」に示された施策と取組方針のもと、システム上の課題に対処すべく環境面の早期改善に加えて、情報発信の重要性に対する職員の意識変革等人材面の育成を図ることで、「時代に対応した情報発信とまちの魅力発信」の実現に取り組まれることを期待したい。

措置状況(令和5年6月12日付回答)

令和5年度中に（仮称）大竹市DX推進計画を策定する予定であり、その策定作業を進めるための基礎資料として、HPをはじめとした情報発信に係る事項を含めたDX推進に関する職員意識調査を実施する予定である。

職員の意識調査結果により、現状での課題・問題点を抽出し、その解決を図るための施策を（仮称）大竹市DX推進計画に盛り込むことで、本市の効果的な情報発信の抜本的な改善につなげていきたいと考えている。

措置状況(フォローアップ調査 令和6年2月7日付再回答)

大竹市情報化推進計画を令和5年度中の策定に向けて作業中であり、その策定作業を進めるための基礎資料として、HPをはじめとした情報発信に係る事項を含めた情報化推進に関する職員意識調査を実施した。また、コイこいフェスティバルにおいて市民へのアンケート調査を実施し、課題・問題点を抽出した。その解決を図るための施策を大竹市情報化推進計画に盛り込むことで、本市の効果的な情報発信の抜本的な改善につなげていきたいと考えている。また、あわせて情報発信の考え方を整理し、庁内への情報共有に向けて取り組んでいる。